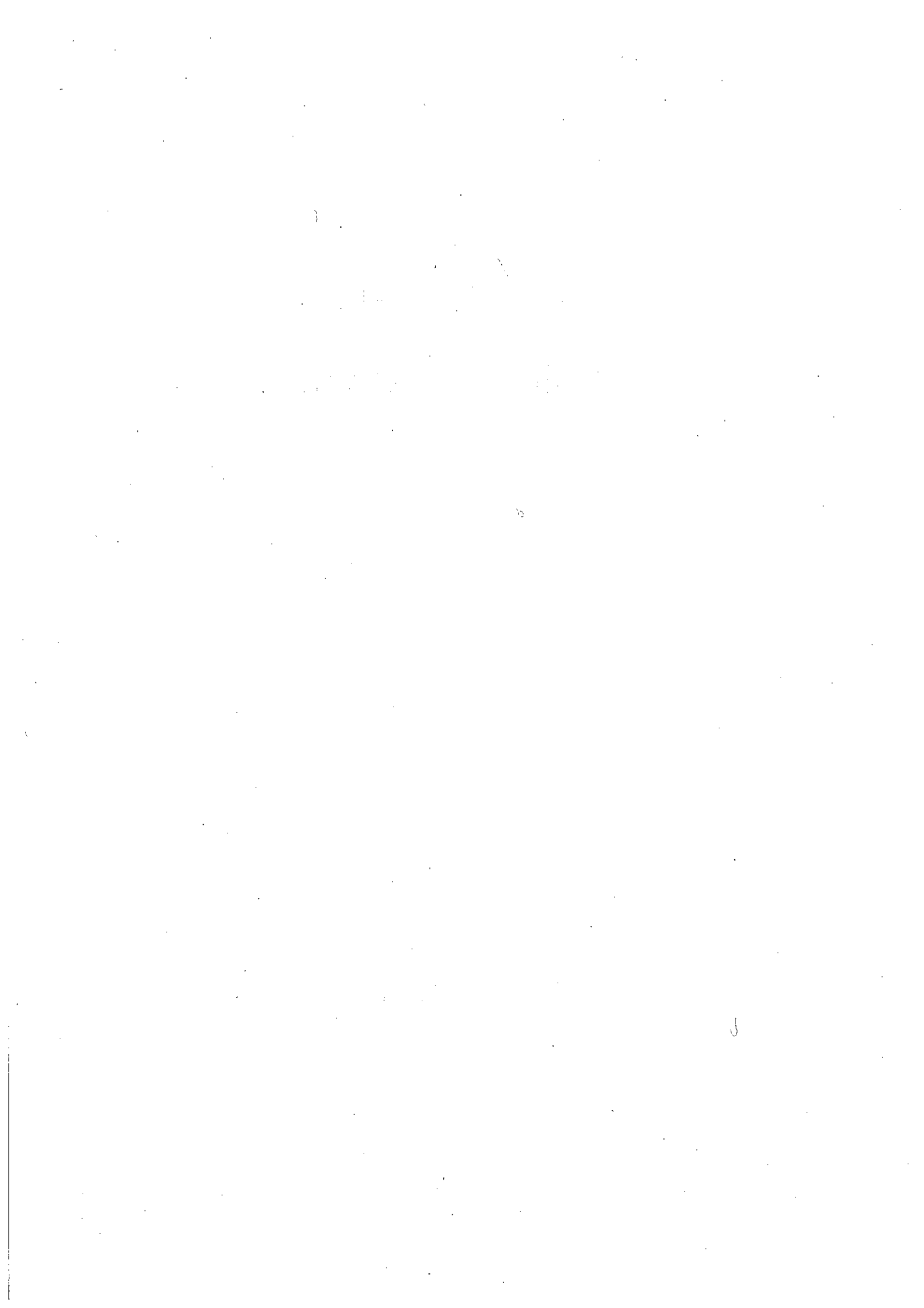


令和4年第3回

八千代市議会定例会議案

八 千 代 市



目 次

議案第 1 号	八千代市公共施設等整備基金条例の制定について	1 頁
議案第 2 号	八千代市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 頁
議案第 3 号	八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	7 頁
議案第 4 号	八千代市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13 頁
議案第 5 号	八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17 頁
議案第 6 号	八千代市クリーン基金条例を廃止する条例の制定について	19 頁
議案第 7 号	決算認定について	21 頁
議案第 8 号	八千代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	23 頁
議案第 9 号	八千代市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	25 頁
議案第10号	令和 4 年度八千代市一般会計補正予算（第 4 号）	27 頁
議案第11号	令和 4 年度八千代市一般会計補正予算（第 5 号）	27 頁
議案第12号	令和 4 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	27 頁
議案第13号	令和 4 年度八千代市墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）	27 頁
議案第14号	令和 4 年度八千代市水道事業会計補正予算（第 1 号）	27 頁
議案第15号	議決事件の一部変更について （八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備 P F I 事業）	29 頁

議案第16号	議決事件の一部変更について (やちよ農業交流センター及び八千代ふるさとステーション)	31頁
議案第17号	財産の取得について (消防ポンプ自動車(CD-I型))	33頁
議案第18号	財産の取得について (高規格救急自動車)	35頁
議案第19号	権利の放棄について	37頁
議案第20号	教育委員会教育長の任命について	39頁
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	41頁
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	43頁
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	45頁
諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	47頁

議案第1号

八千代市公共施設等整備基金条例の制定について

八千代市公共施設等整備基金条例を次のように制定する。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則

八千代市公共施設等整備基金条例

(設置)

第1条 市は、公共施設等の計画的な修繕、建替え等の整備に必要な経費に充てるため、八千代市公共施設等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、予算で定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、これを基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、公共施設等の計画的な修繕、建替え等の整備に必要な経費に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

八千代市公共施設等整備基金を設置するため、条例を制定いたしたい。

議案第2号

八千代市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則

八千代市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

八千代市職員の育児休業等に関する条例（平成4年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(7)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、「任期」の次に「（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）」を加え、「引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(7) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(7)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(4) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている

場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日

）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期の満了後に引き続き」を「ものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に」に、「引き続き採用される日」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、会計年度任用職員の育児休業の取得要件について見直す等のため、条例を改正いたしたい。

議案第3号

八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則

八千代市手数料条例の一部を改正する条例

八千代市手数料条例（平成12年八千代市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第39号の表建築基準法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表建築基準法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表建築基準法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して一時的に使用する場合の許可の申請に対する審査の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表建築基準法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して一時的に使用する場合の許可の申請に対する審査の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、第2条第40号の表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7	長期優良住宅維持	認定の申請に係る長期優良住宅維持計画が、	一戸建ての住宅	1件につき	11,000円
			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき	21,000円
			共同住宅等であって、建築物全	1件につき	37,000円

項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	持保全計画認定申請手数料	登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	
			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき 58,000円
			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき 101,000円
			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき 164,000円
			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき 275,000円
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき 343,000円	

	もの	
	共同住宅等であ って、建築物全 体の住戸の数が 300戸を超え るもの	1件につき 376,000 円
認定の	一戸建ての住宅	1件につき 58,000円
申請に 係る長 期優良 住宅維 持保全	共同住宅等であ って、建築物全 体の住戸の数が 5戸以下のもの	1件につき 142,000 円
計画が 、登録 住宅性 能評価	共同住宅等であ って、建築物全 体の住戸の数が 5戸を超え10 戸以下のもの	1件につき 228,000 円
機関に より長 期優良 住宅の 普及の	共同住宅等であ って、建築物全 体の住戸の数が 1.0戸を超え2 5戸以下のもの	1件につき 450,000 円
促進に 関する 法律第 6条第 1項第 1号に	共同住宅等であ って、建築物全 体の住戸の数が 25戸を超え5 0戸以下のもの	1件につき 820,000 円
掲げる 基準に 適合し	共同住宅等であ って、建築物全 体の住戸の数が 50戸を超え1	1件につき 1,429,0 00円

	ている と認め られた もの以 外のも のであ る場合	00戸以下の もの	
		共同住宅等であ って、建築物全 体の住戸の数が 100戸を超え 200戸以下の もの	1件につき 2,646,0 00円
		共同住宅等であ って、建築物全 体の住戸の数が 200戸を超え 300戸以下の もの	1件につき 3,789,0 00円
		共同住宅等であ って、建築物全 体の住戸の数が 300戸を超え るもの	1件につき 4,639,0 00円
備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第 6項の規定による共同住宅等に係る長期優良住宅維持 保全計画の認定の申請があった場合の手数料の額は、 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項 又は第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の 認定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、そ れぞれ同項金額の欄に定める額を認定申請対象住戸の 数で除して得た額（その額に100円未満の端数があ るときは、これを切り捨てた額）とする。			

第2条第40号の表長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定による譲受人を決定した場合の長期優良住宅建築等計画の変更

の認定の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	1件につき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けた共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画の変更にあつては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査の項の備考に定める額）に2分の1を乗じて得た額
---	-----------------------	--

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条第39号の表の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第4号

八千代市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

八千代市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則

八千代市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

八千代市子ども医療費の助成に関する条例（平成14年八千代市条例第32
号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「15歳」を「18歳」に改め、同条第3号を同条第5号と
し、同条第2号中「監護する」を「監護し、又は扶養する」に改め、同号を同
条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 児童等 子どものうち、15歳に達する日以後の最初の3月31日まで
の間にある者をいう。

(3) 高校生等 子どものうち、児童等を除いた者をいう。

第3条の見出しを「（児童等に係る医療費の助成対象者）」に改め、同条中
「この条例による」を「児童等に係る医療費の」に、「助成対象者」を「児童
等助成対象者」に、「子ども」を「児童等」に改め、同条第1号中「者」の次
に「。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。」
を加える。

第12条を第14条とし、第11条中「助成対象者」を「児童等助成対象者
及び高校生等助成対象者」に改め、同条を第13条とする。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条中「助成対象者」
を「児童等助成対象者」に、「第6条」を「前条」に、「子ども」を「児童等
」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（他の制度による給付との調整）

第10条 この条例による助成は、同一の疾病又は負傷について、公費負担医療制度によりその医療費の全額を公費から給付を受けることができる場合又は独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第15条第1項第7号の災害共済給付を受けることができる場合には、行わない。

第7条を削り、第6条中「この条例による」を「児童等に係る医療費の」に、「助成対象者」を「児童等助成対象者」に改め、同条を第8条とする。

第5条第1項中「この条例による」を「児童等に係る医療費の」に改め、同項ただし書中「助成対象者」を「児童等助成対象者」に改め、同条第2項中「前項ただし書」を「第1項ただし書」に、「助成対象者」を「児童等助成対象者及び前項の規定による助成を受けようとする高校生等助成対象者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 高校生等に係る医療費の助成は、助成する額を高校生等助成対象者に支払うことにより行う。

第5条を第7条とする。

第4条の見出し中「助成」を「児童等に係る医療費の助成」に改め、同条第1項中「子ども」を「児童等」に改め、同条第1号中「助成対象者が」を「当該保険給付を受けた者又はその保護者が医療保険各法に基づき」に、「から」を「として児童等又はその保護者が負担することとなる額から」に改め、同条第2号中「から」を「として児童等又はその保護者が負担することとなる額から」に改め、同条第2項中「附加給付金」を「付加給付金」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（高校生等に係る医療費の助成の範囲）

第6条 市長は、高校生等の疾病又は負傷について、次に掲げる額を助成する。

ただし、各号の規定により算出した額が1日当たり300円に満たないときは、この限りでない。

(1) 保険給付を受けた場合における医療費（保険医療機関への入院に係る費用に限る。）のうち、高校生等又はその保護者が負担することとなる一部負担金から1日当たり300円を控除した額

(2) 国、県又は市が公費負担医療制度による給付を行う場合においては、高

校生等又はその保護者が負担することとなる自己負担金から1日当たり300円を控除した額

- 2 前項の規定にかかわらず、医療保険各法の規定に基づく規約等により付加給付金の支給があった場合は、当該助成する額からその額を控除するものとする。

第3条の次に次の1条を加える。

(高校生等に係る医療費の助成対象者)

第4条 高校生等に係る医療費の助成を受けることができる者（以下「高校生等助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する高校生等の保護者（市長が特別の事情があると認める場合を除き、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者に限る。）とする。

- (1) 本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (2) 保険給付を受けることができる者

- 2 高校生等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該高校生等の保護者は、前項の規定にかかわらず、高校生等助成対象者としなない。

- (1) 保護者の扶養を受けなくなったとき。

- (2) 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。

別表中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、同表生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯であって、医療扶助単一給付のものであり自己負担のある場合又は市町村民税非課税世帯若しくは市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割のみ課税世帯の項中「生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯であって、医療扶助単一給付のものであり自己負担のある場合又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の八千代市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

提案理由

子ども医療費の助成の対象を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者へと広げる等のため、条例を改正いたしたい。

議案第5号

八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則

八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年八千代市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第 6 号

八千代市クリーン基金条例を廃止する条例の制定について
八千代市クリーン基金条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 2 9 日提出

八千代市長 服 部 友 則

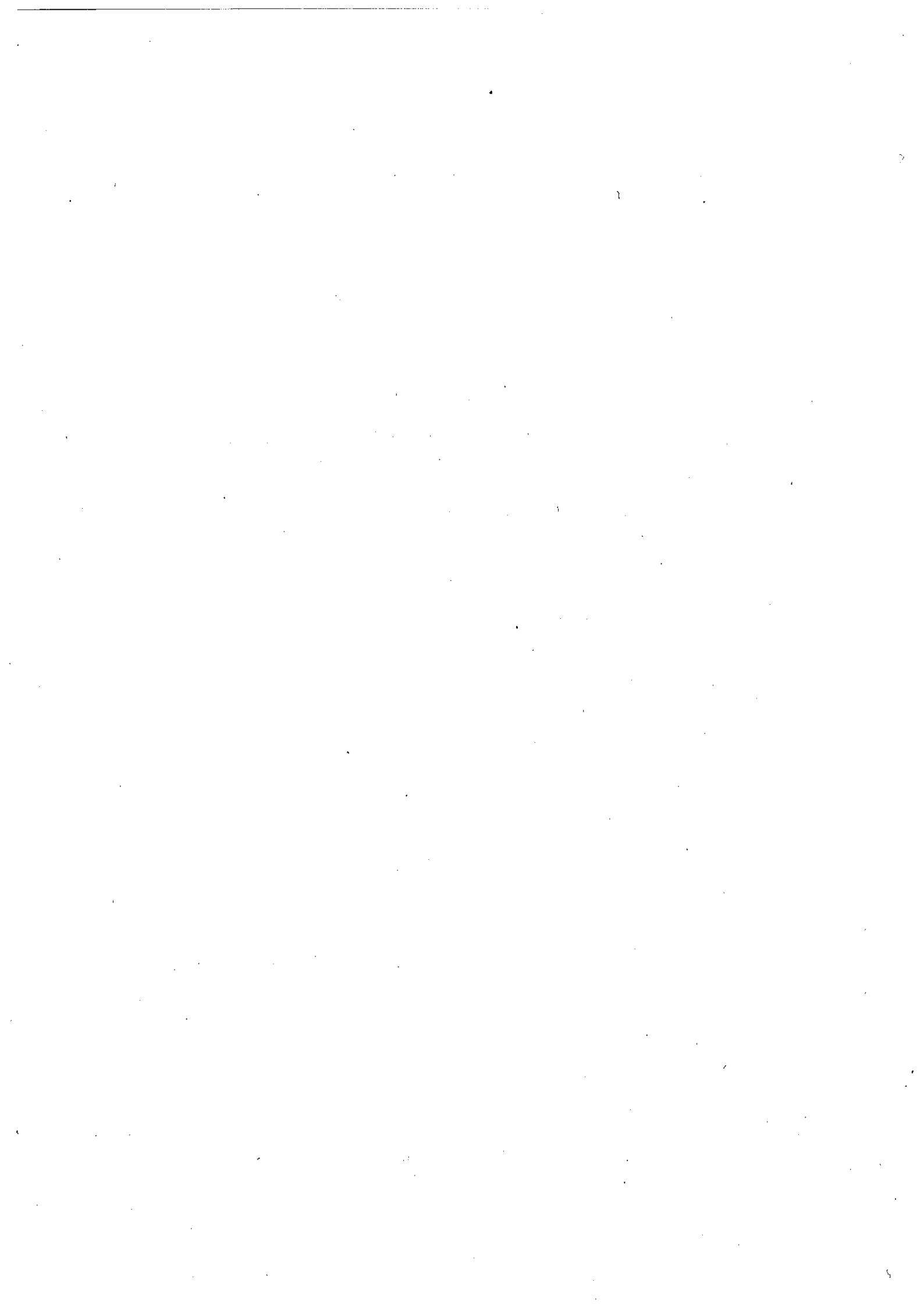
八千代市クリーン基金条例を廃止する条例
八千代市クリーン基金条例（平成 1 4 年八千代市条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 3 月 3 1 日から施行する。

提案理由

八千代市クリーン基金を廃止するため、条例を廃止いたしたい。



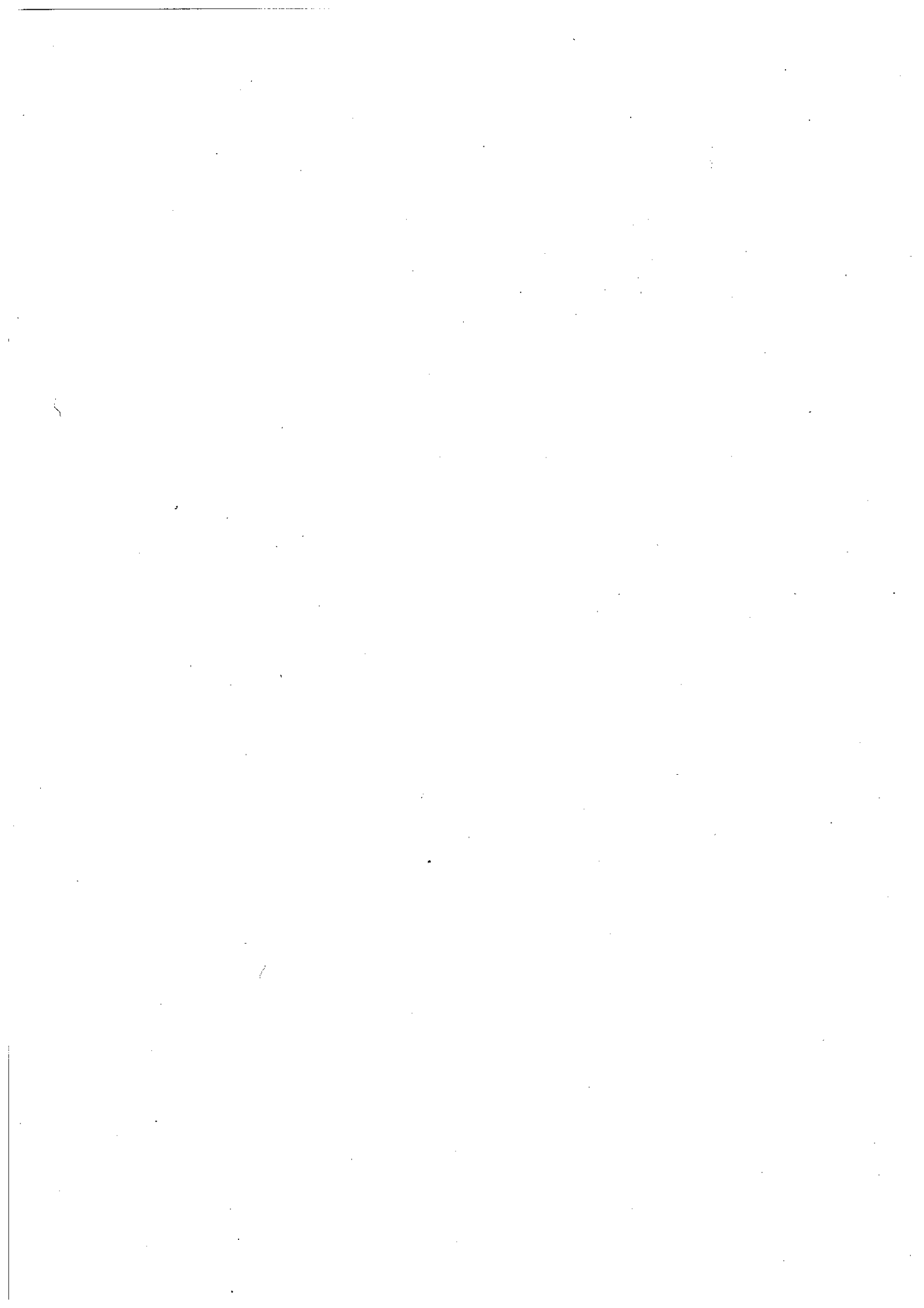
議案第7号

決算認定について

令和3年度八千代市一般会計及び特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則



議案第8号

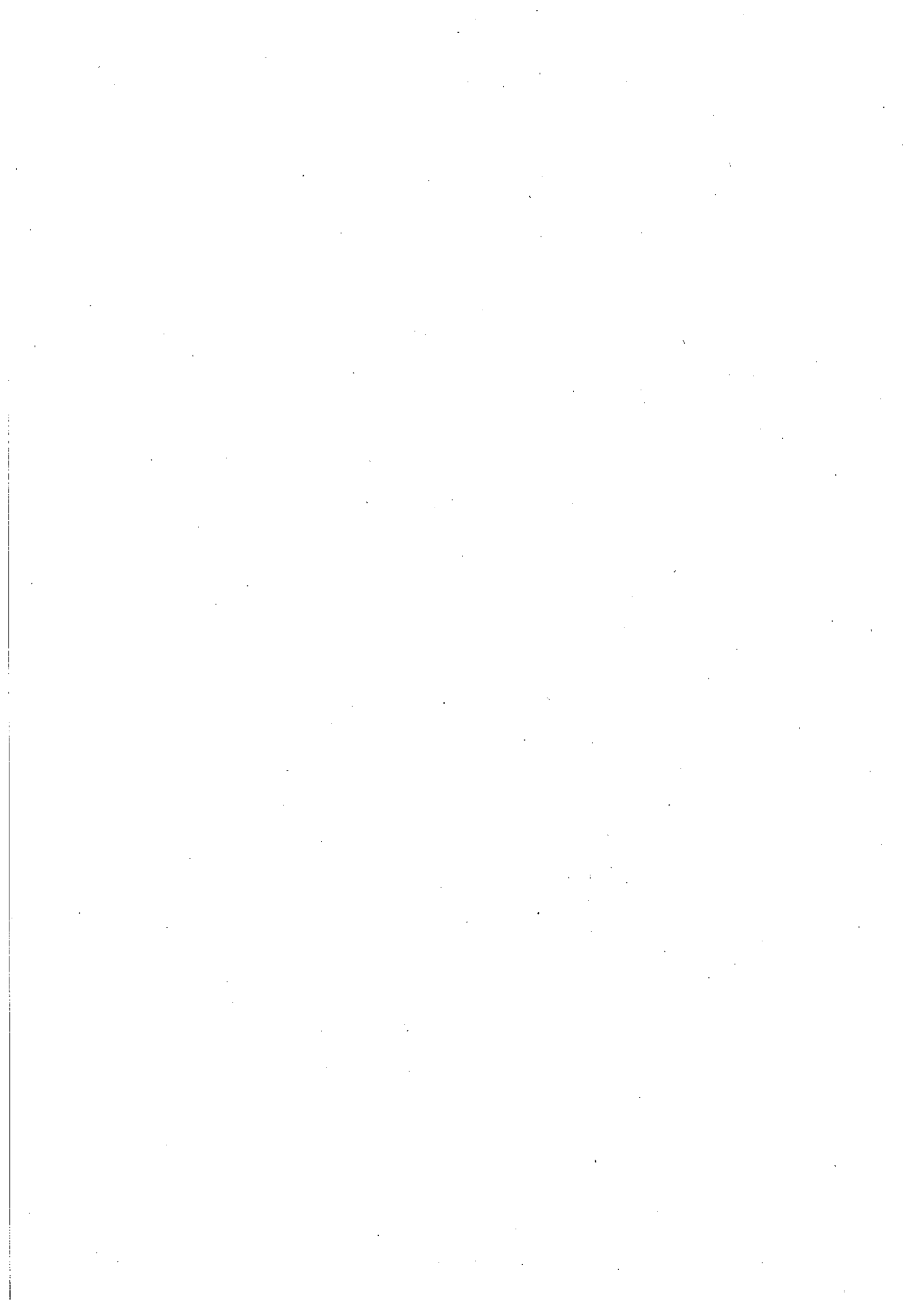
八千代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和3年度八千代市水道事業会計未処分利益剰余金1,436,899,739円のうち754,548,111円を資本金へ組み入れ,682,351,628円を減債積立金に積み立てる。

令和3年度八千代市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて,議会の認定に付する。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則



議案第9号

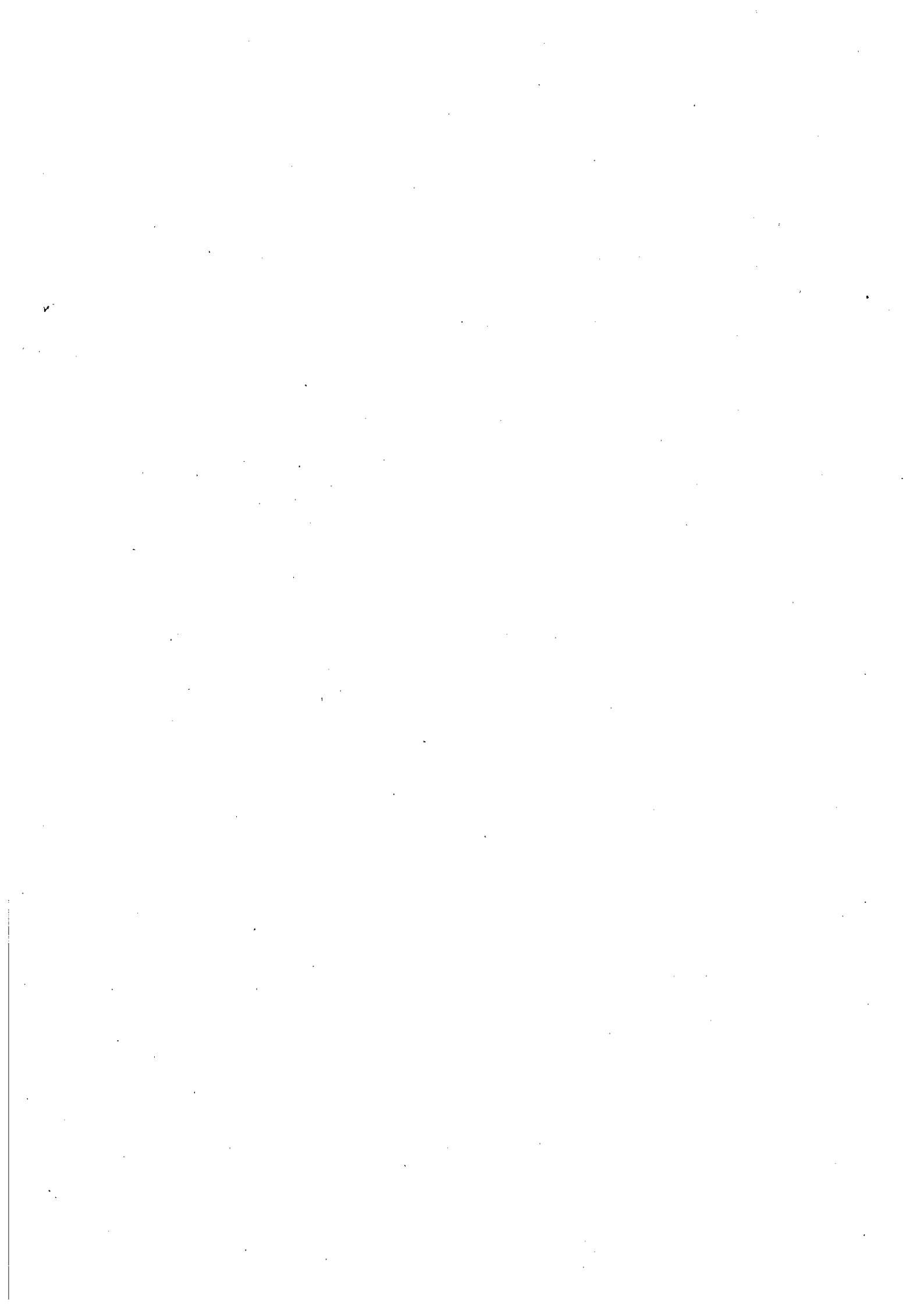
八千代市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和3年度八千代市公共下水道事業会計未処分利益剰余金227,873,745円のうち71,442,184円を資本金へ組み入れ,156,431,561円を減債積立金に積み立てる。

令和3年度八千代市公共下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて,議会の認定に付する。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則



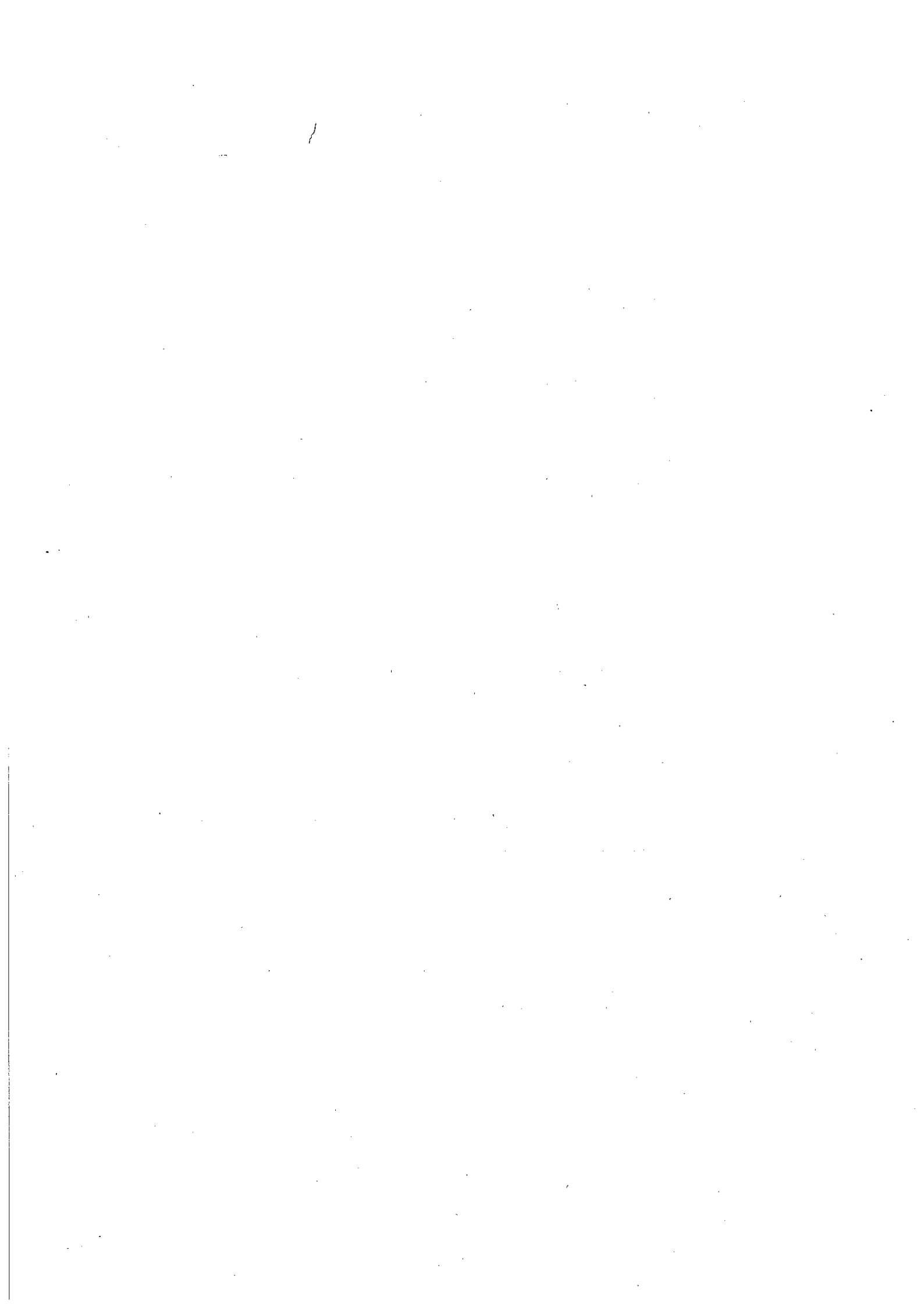
議案第10号 令和4年度八千代市一般会計補正予算（第4号）

議案第11号 令和4年度八千代市一般会計補正予算（第5号）

議案第12号 令和4年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第13号 令和4年度八千代市墓地事業特別会計補正予算（第1号）

議案第14号 令和4年度八千代市水道事業会計補正予算（第1号）



議案第15号

議決事件の一部変更について

令和元年8月27日に議決された議案第20号契約の締結について（八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則

記

契約金額

変更前 2,368,901,229円

変更後 2,370,910,929円

提案理由

八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。



議案第16号

議決事件の一部変更について

平成29年12月22日に議決された議案第17号指定管理者の指定について（やちよ農業交流センター及び八千代ふるさとステーション）中，次のとおり指定の期間を変更する。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則

記

指定の期間

変更前 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

変更後 平成30年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

やちよ農業交流センター及び八千代ふるさとステーションの指定管理者の指定の期間を変更いたしたい。



議案第17号

財産の取得について

市は、次の財産を取得する。

令和4年8月29日提出

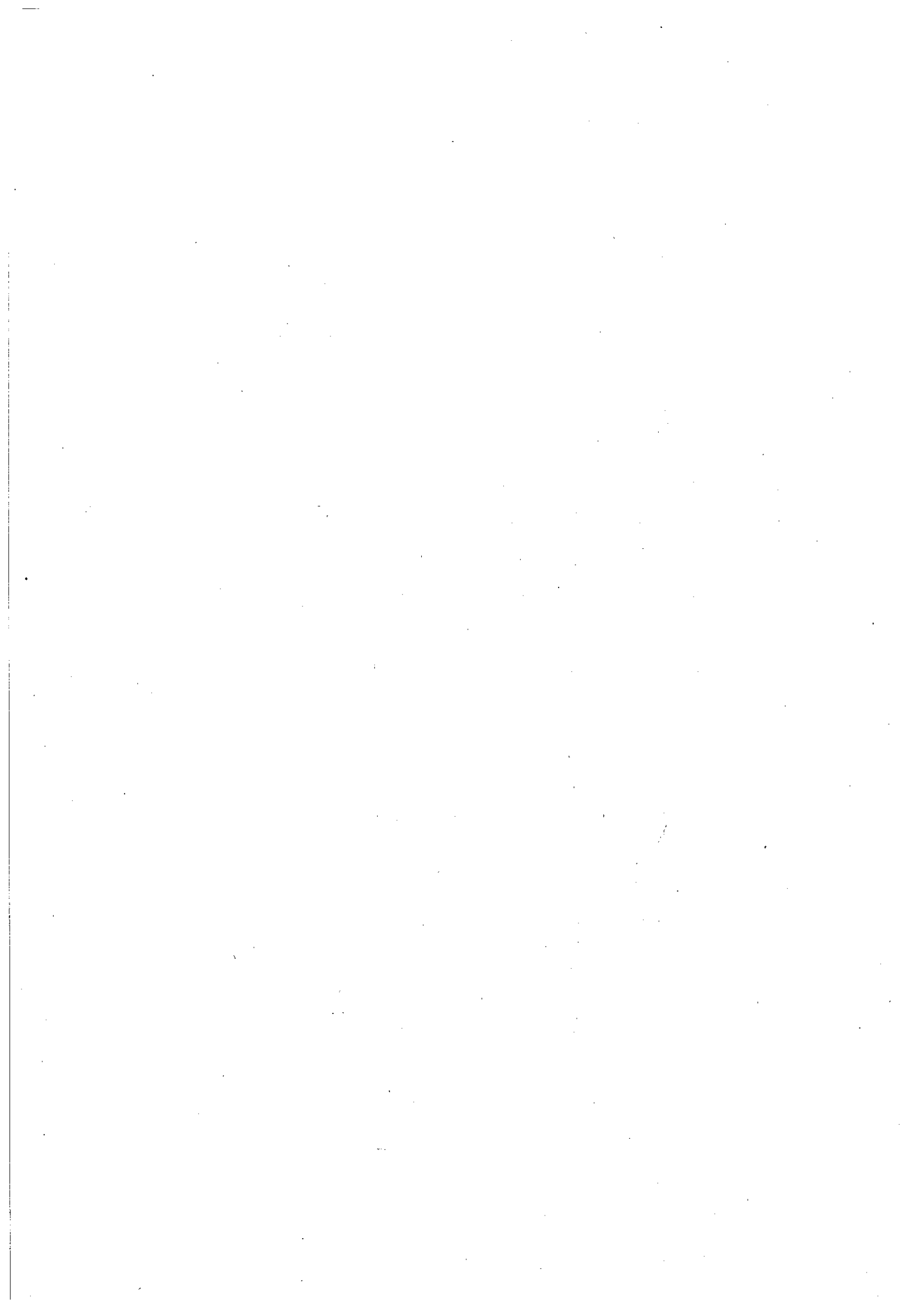
八千代市長 服部友則

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の種類 | 消防ポンプ自動車（CD-I型） |
| 2 | 取得方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取得金額 | 22,990,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル
19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北忠司 |

提案理由

消防ポンプ自動車（CD-I型）を、株式会社モリタ東京支店から取得したい。



議案第18号

財産の取得について

市は、次の財産を取得する。

令和4年8月29日提出

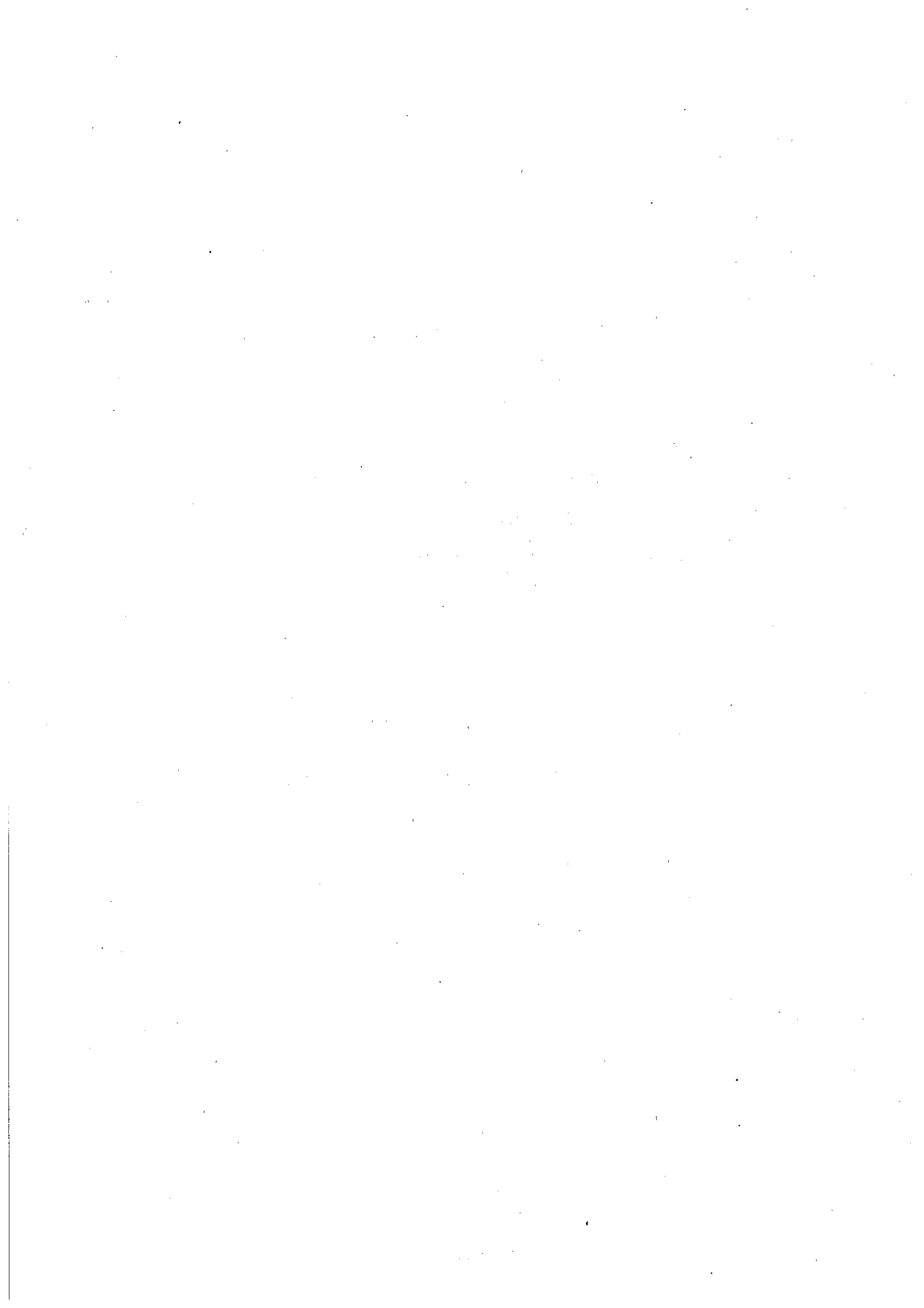
八千代市長 服部友則

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の種類 | 高規格救急自動車 |
| 2 | 取得方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取得金額 | 37,290,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 千葉市中央区本千葉町9番21号
千葉日産自動車株式会社
代表取締役 横田好之 |

提案理由

高規格救急自動車を、千葉日産自動車株式会社から取得いたしたい。



議案第19号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄するため、議会の議決を求める。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則

1 権利の相手方

八千代市大和田新田1016番地14

特定非営利活動法人潤心協会

理事 五十嵐 真 悟

2 権利の内容

市が特定非営利活動法人潤心協会に対して有する介護給付費返還金107,406,371円の債権

3 放棄の理由

特定非営利活動法人潤心協会に資力がなく、地方自治法施行令第171条の5の規定による徴収停止後も債務の履行が著しく困難と認められるため。

提案理由

介護給付費返還金債権について徴収の見込みがないことから、権利を放棄するため、議会の議決を求めたい。



議案第20号

教育委員会教育長の任命について

八千代市教育委員会教育長に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則

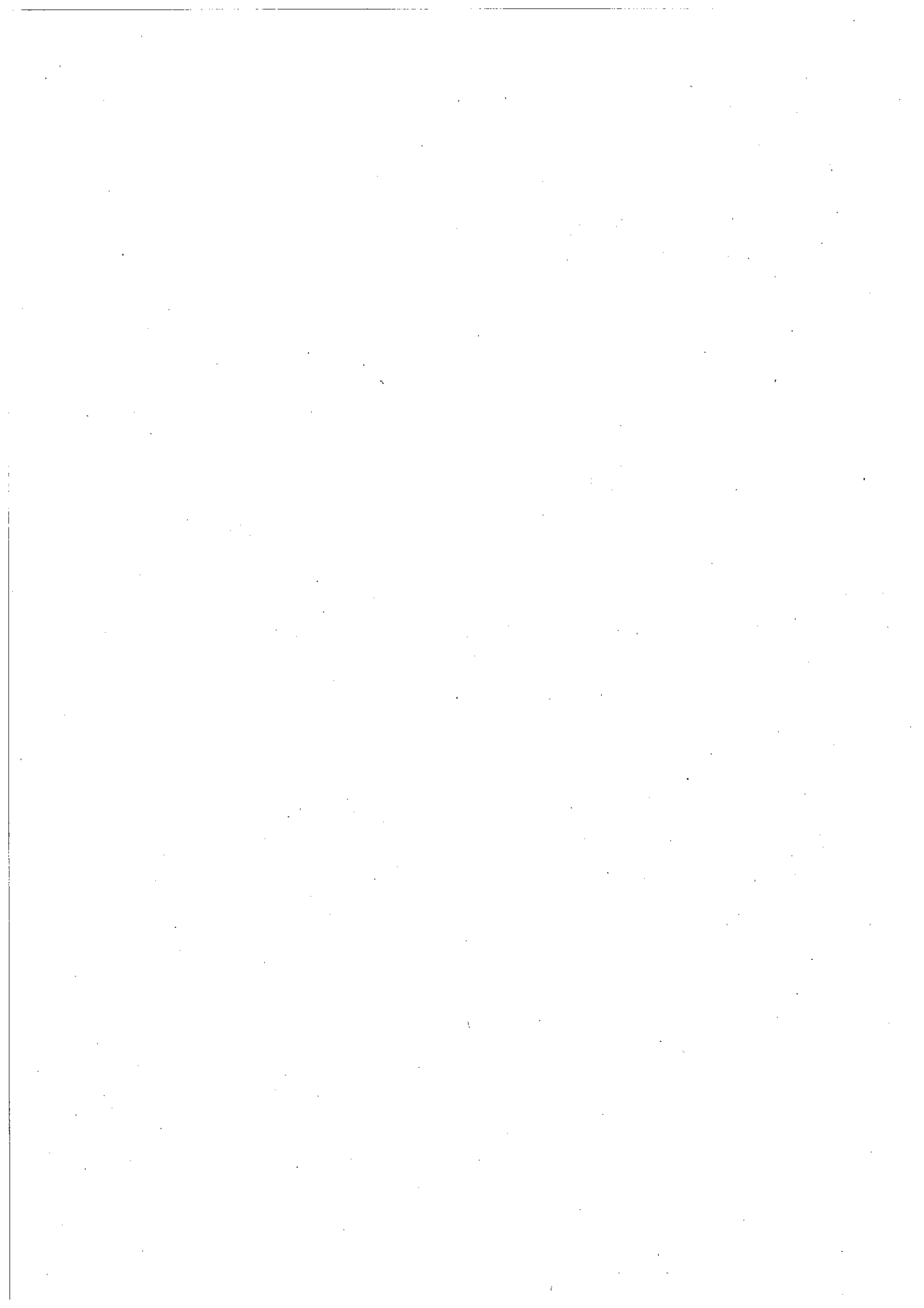
記

氏名 小林伸夫

住所 千葉県成田市本三里塚

提案理由

令和4年9月30日付けで任期満了となることに伴い、次期教育委員会教育長を任命いたしたい。



諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

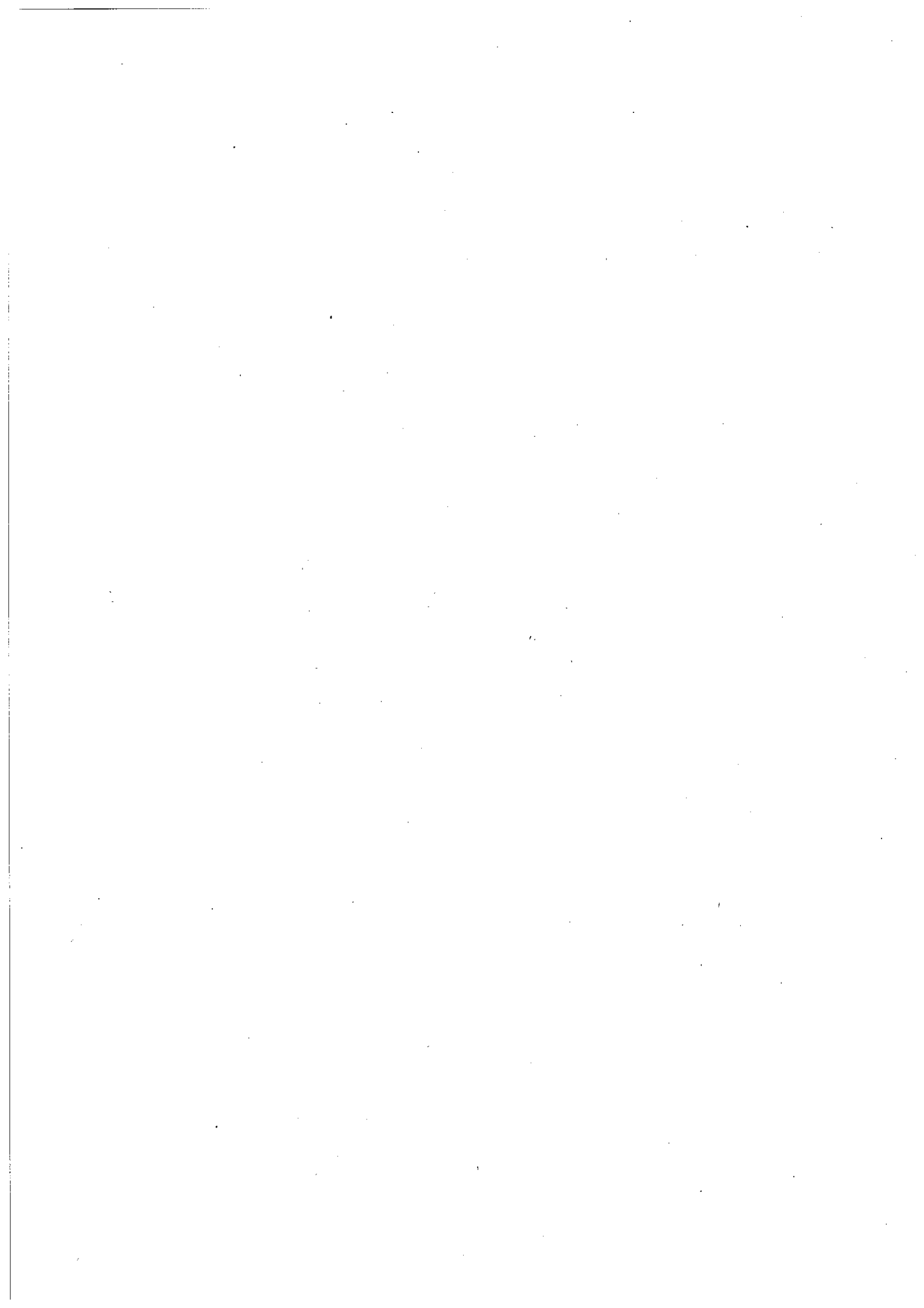
令和4年8月29日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 林 眞 晟

住 所 千葉県八千代市大和田



諮問第2号

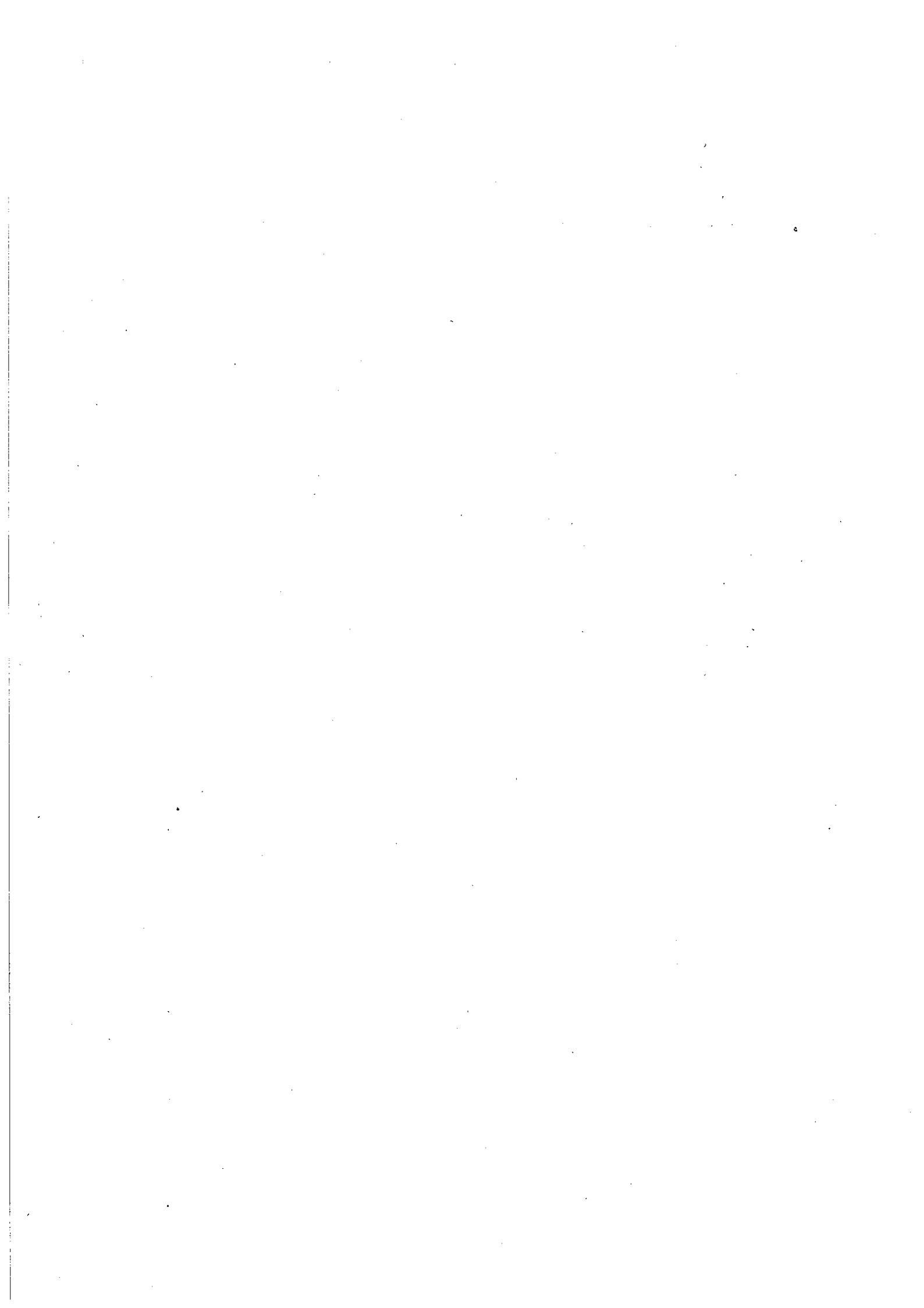
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 曲 沼 三七夫
住所 千葉県八千代市ゆりのき台



諮問第3号

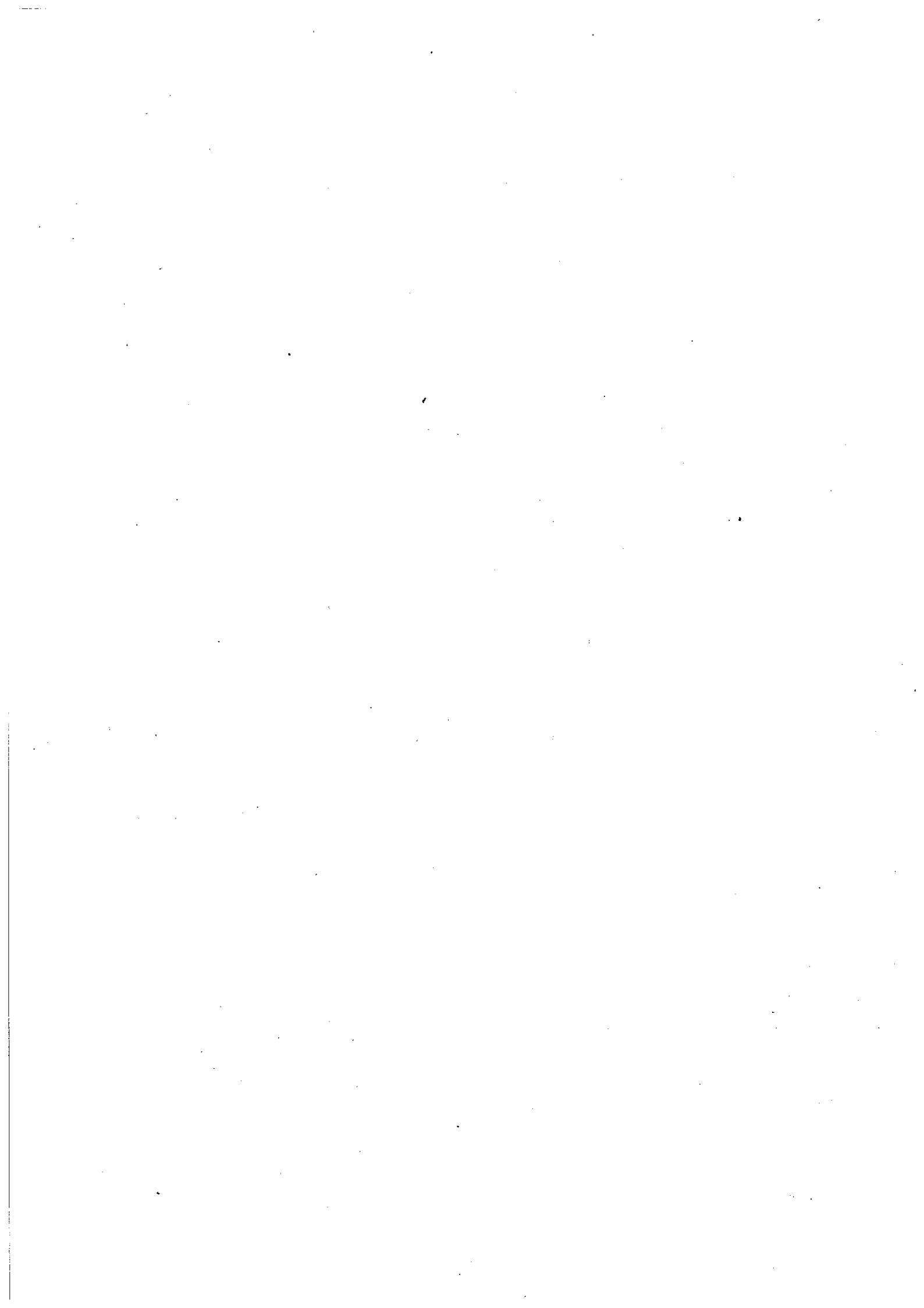
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 升野嘉久
住所 千葉県八千代市八千代台北



諮問第4号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 佐々木 三 幸
住所 千葉県八千代市大和田

